令和3年度 大学教育再生戦略推進費 知識集約型社会を支える人材育成事業 メニュー皿「インテンシブ教育プログラム」 公募要領

> 令和3年4月14日 文部科学省

# 目 次

1. 目的・問題意識1	(1)実施体制9
(1)目的1	(2)評価等10
(2)問題意識1	(3)成果の発信・普及10
2. 事業について2	7. 申請書等の提出10
(1) 申請対象2	(1)提出方法10
(2) 選定件数4	(2)留意事項11
(3)補助期間4	8. 補助金の交付等11
(4)事業規模4	(1)補助金の交付11
3. 申請資格·要件等5	(2)補助金の執行に関する留意事項11
(1)申請者等5	(3)補助金における不正等への対応12
(2)申請資格5	9. その他13
(3)申請要件7	(1) 学生等の安全確保13
4. 申請書の作成8	(2)プログラム情報の公表等13
(1)申請書等8	10. 問合せ先等13
(2) 指標の設定8	(1)問合せ先13
(3) 資金計画8	(2) スケジュール14
(4) その他9	(別 <b>添1</b> :事業一覧)15
5. 選定方法等9	(別添2:申請制限対象事業)16
(1)審査手順9	(別添3:経費の使途可能範囲)17
(2)委員会による意見9	
6. 事業の実施と評価等9	

# 令和3年度 大学教育再生戦略推進費<sup>1</sup> 知識集約型社会を支える人材育成事業 メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」 公募要領

# 1. 目的 問題意識

### (1)目的

「知識集約型社会を支える人材育成事業」(以下,「本事業」という。)は, Society5.0 時代等に向け,全学横断的な改善の循環を生み出すシステム(全学的な教学マネジメントの確立,管理運営体制の強化や社会とのインタラクションの強化等)の学内における形成を実現しつつ,今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材を育成することを目的とした事業です。

令和3年度に新設する「インテンシブ教育プログラム」は、令和2年1月に策定された「教学マネジメント指針」(令和2年1月中央教育審議会)において指摘された、精選された授業科目を週複数日実施し、密度の濃い学修を各学期で実現することを目的としています。そして、本事業で確立する先進的なモデルを全国に普及させ、我が国の大学教育改革を展開していくことを目指します。

# (2) 問題意識

第4次産業革命とも言われる、AI、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられることで、日本の強みとリソースを最大限活用して、誰もが活躍でき、様々な社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会システムである Society5.0 (超スマート社会)の実現に向けた取組が加速しています。また、同時に、資源や物ではなく、知識を共有、集約することで、様々な社会課題を解決し、新たな価値が生み出される社会である知識集約型社会の到来が予想されています。

そうした今後我が国が迎える社会構造の変化の中で、大学教育での学びはますます重要となってきており、高等教育機関は学生に対して「何を学び、身に付けることができたのか」を学生が明示できるよう学生の着実な成長を支える教育環境の提供とその学修履歴を把握・可視化し、学生が社会に対し、獲得した知識・技能を説

<sup>「</sup>大学教育再生戦略推進費」(以下「再推費」という。)とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

明できるようにするといった「学修者本位の教育」への転換が必要となります。また、15週に渡る授業の実施に拘泥しすぎることは、教育課程を硬直化させ、目まぐるしく変化する社会の要請に大学教育が対応することを困難とさせます。学修者本位の教育への転換を実現するには、卒業要件・学位授与の方針を満たすための、短期集中で授業科目を実施する密度の濃いカリキュラムへの転換、及び学生が身に付けた知識・能力を社会に対し説明し納得が得られるよう、体系的な学修データを提供する必要があります。

現状,多くの大学のカリキュラムでは、同時に履修する授業科目が過多であることにより学生が授業内外の学修に集中できない状況にあり、各大学の「卒業要件・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難な状況にあると思われます。これは同時に学生が個々の授業科目に対する学修意欲を保ち、集中して学修をする上でも課題となるものと考えられます。

また、学期制度の見直しを進めてきた大学にあっても、その改革が意図したとおりに進んでいないという指摘も多くあります。さらには、既存の授業科目の見直しをせずに、新たなニーズへの対応に迫られて新規科目を開講することで、結果として大学全体の開講科目数が過多となり、教員が過度に負担を強いられるという指摘も見られるところです。

本事業では、こうした状況の改善のため、学生にとって真に必要な授業科目を精選するとともに、同時に履修する授業科目についても大胆に絞り込むことを企図しています。これに加えて、一定の期間内に授業科目を週複数日実施することにより、学生が学修する内容をより定着できるようにすることを想定しています。その際、本事業が、四学期制や密度の濃い学修の実現に資する先進的なモデルとしての取組とするためには、学生の学びにどのような教育効果をもたらしたのかなどを測定いただく必要があります。また、授業科目の削減や、授業実施期間を集中させることにより、大学の資源を効率的に再配分することが可能となり、社会のニーズを踏まえ、現代的課題に即した教育プログラム等の構築なども可能となると考えています。さらには、学生の留学の促進や、教員のサバティカルの取得を促すことにつながることが期待されます。

こうした取組を進め大学教育システムを転換していくことにより、真の意味での 学修者本位の教育の実現を目指していくことが求められます。

#### 2. 事業について

#### (1)申請対象

#### [事業の内容]

上記の目的・背景を踏まえ、以下に示す取組を対象とします。なお、本事業は、 我が国の大学教育改革を牽引する事業として、各大学において検討される各大学の 特色・強みを活かした独自の構想づくりに期待しており、本事業の目的等を踏まえ、 それぞれの自由な発想を活かした提案が求められます。

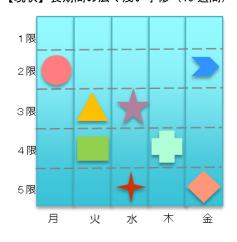
# インテンシブ教育プログラムにおいて求める取組

各学期で精選された授業科目を週複数日実施することで、密度の濃い教育課程を 実現するための教育システム改革を行う、学士課程での取組を対象とします。

- 以下①~⑥に掲げる事項について、各大学の強みと特色を活かして取り組む 構想であること。
  - ① 学位プログラムレベルで、四学期制を導入し、原則、授業科目が1学期間で完結するようなカリキュラムとすること(本事業の成果を踏まえた四学期制の全学的導入に向けた計画を策定すること。)。
  - ② 各大学の卒業認定・学位授与の方針と照らし、真に必要な授業科目を精選すること。その際、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング等を活用し、効果的な教育課程を編成すること。
  - ③ 法令上定められている1単位あたりの学修時間を前提に,授業科目の週複数日実施等,学修の密度を高める取組を実施すること。精選し、週複数日実施する授業科目の単位数は,2単位にとどめることなく,知識・技能を一定のレベルで確実に習得するために必要な単位数と学修時間を確保すること。
  - ④ 各学期に配置する授業科目は相互に関連性を持つものになるよう, カリキュラムを編成すること。
  - ⑤ 本事業を実施したことによるカリキュラム変更前後の教育効果を客観的 なデータで示すこと。
  - ⑥ 当該プログラムのカリキュラム上の特定の学期において,現代的課題をテーマに学修を実施すること。その際,地域や産業界等と連携・協力の上で,社会のニーズに沿うテーマ設定を行うこと。

## <イメージ図>

【現状】長期間の広く浅い学修(15週間)



1 科目=「週1コマ×90分×15週」というカリキュラ

ム編成を打破

1 週間で 10 科目をバラバラ 履修するのではなく, 1 週間 に2~3 科目を集中的に履修

【改革後】短期集中の深い学修(8週間)



- 本事業の実施に必要な教学マネジメントや管理運営の確立のために必要な体制を整備すること。より公正な成績評価を実施するためのルーブリックや、学修成果を把握・可視化するための学修ポートフォリオの導入、学修成果の把握・可視化及び情報公表を徹底するための教学 IR 機能の充実や、収集したデータを活用した FD・SD 活動等、「教学マネジメント指針」で示されるような効果が見込まれる教育システムを積極的に活用すること。
- O 補助期間終了後に、本事業プログラムの質が下がることがないように計画的 な資金計画を作成すること。

# (2) 選定件数

メニュー皿:3件程度

#### (3)補助期間

最大4年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

#### (4) 事業規模

補助金基準額 : 50,000 千円 (初年度・年間)

- ① 本事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることは ありません。
- ② 本事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合が あります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、本事業における補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の 2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逓減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

### 3. 申請資格•要件等

# (1)申請者等

① 事業対象

学士課程を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本事業への申請は、文部科学大臣宛 てに行うこととします。

③ 申請単位

申請単位は、学位プログラムとします。1大学について1件の申請を認めます。ただし、1件の申請につき、複数の学位プログラムを含む構想とすることも可能です。

4 事業責任者

本事業プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに,責任を持つ事業 責任者を選任してください。なお,事業責任者は大学に所属する常勤の役 員又は教職員とします。

# (2)申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本事業に申請できません。

#### (組織運営関係)

- i ) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果,「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和3年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)
収容定員 充足率	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外 の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和2年度実施の事後評価において、 「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学(対象プログラムは別添2のとおり。)

vi) 再推費におけるプログラムのうち令和2年度実施の中間評価において, 「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学(対象プログラム は別添2のとおり。)

#### (設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」(平成 29 年度まで) または 「指摘事項(法令違反)」(平成 30 年度から) が付されている大学
- viii) 大学, 大学院, 短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成 15 年文部科学省告示第 45 号) 第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の入学定員超過率(設置する学部の入学者数の和/設置する学部の入学定員の和)が、下記の表1に掲げる平成30年度から令和3年度の平均入学定員超過率又は令和3年度の入学定員超過率の基準を満たしていない大学(表1における区分「学部規模(入学定員)」は、「学部規模(設置する学部の平均入学定員)」と読み替える)
- x) 設置する学部のうち、下記次の表 1 に掲げる平成 30 年度から令和 3 年度の平均入学定員超過率又は令和 3 年度の入学定員超過率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

#### (表1)

区分		大	·····································		
大学規模 (収容定員)	4,000 人以上			<i>4</i> − #n	
学部規模 (入学定員)	300 人以上	100 人 以上 300 人 未満	100 人 未満	4,000 人 未満	短期 大学
平成 30 年度 ~令和 3 年度 平均入学定員 超過率	1. 15 倍 未満	1. 20 倍 未満	1. 25 倍 未満	1. 25 倍 未満	1. 25 倍 未満
令和3年度 入学定員 超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1. 15 倍 未満※	1. 15 倍 未満	1. 15 倍 未満

- ※ 大学規模(収容定員)が 8,000 人以上の場合は「1.15 倍未満」を「1.10 倍未満」と読み替える
- ※ 「令和3年度大学入学者選抜実施要項」第14(2)①に記載する,追

試験等の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への振替(以下「追試験等」という。)を行った場合には、令和3年度の入学者のうち追試験等に合格し入学した者については、本表の入学定員超過率の算定における入学者数には含めない。

# (3)申請要件

本事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学において達成しているか、令和6年3月までに確実に達成することが申請の要件となります。 ※iについては専攻科、別科、研究所、センター等を、ii~viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

なお、申請要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に 達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切る とともに大学名を公表することがあります。

#### (教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー,カリキュラム・ポリシー,アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画(シラバス)が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP 制<sup>2</sup>の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための 取組が行われていること(CAP 制を採用している場合は、その上限が適切 に設定されていること。)。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が実施されていること(各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。)。
- v) 成績評価において、GPA 制度3などの客観的な指標を設け、個別の学修 指導などに活用していること。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日 等や募集人員の適切な設定(推薦入試における募集人員の割合の設定,2 以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 単位の過剰登録を防ぐため,1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

 $<sup>^3</sup>$  Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント(GP)で評価し,その平均を算出して評価を行う制度。

分ごとの募集人員等の明記等)を遵守していること。

#### (設置関係)

vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」 (平成 29 年度まで)または「指摘事項(是正)」(平成 30 年度から)が付 されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

#### 4. 申請書の作成

#### (1)申請書等

『令和3年度大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」申請書等の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

#### (2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、検証可能かつ明確な指標を設定した上で、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。また、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、適切な成果指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。

#### (3)資金計画

- ① 再掲となりますが、本事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。本事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、本事業における補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逓減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。
- ③ 選定された事業計画が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

### (4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、具体的かつ明確に記載してください。また、本事業による取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

#### 5. 選定方法等

# (1)審査手順

本事業の選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「知 識集約型社会を支える人材育成事業委員会」(以下、「委員会」という。)におい て行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった事業計画を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業計画を決定します。具体的な審査方法等については、『令和3年度「知識集約型社会を支える人材育成事業」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は令和3年9月頃に行う予定です。面接対象となった大学には、委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は令和3年9月頃に行う予定です。

# (2)委員会による意見

事業の選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善の ための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

# 6. 事業の実施と評価等

# (1) 実施体制

- ① 全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業計画全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② 事業計画の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観

的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

#### (2)評価等

<評価及びフォローアップ>

- ① 本事業については、委員会によるフォローアップ活動、事後評価を実施する予定です。
- ② 事後評価は補助期間終了後の令和7年度に実施する予定です。
- ③ 事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、事後評価の対象となります。
- ⑤ 事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

# (3) 成果の発信・普及

本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表してください。事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

#### 7. 申請書等の提出

## (1)提出方法

『令和3年度大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」申請書等の作成に当たって』に定められた申請書等を、独立行政法人日本学術振興会に提出してください。

その際、① 令和3年5月31日(月)10時~令和3年6月4日(金)17時の間に、申請書等のアップロードを希望する旨の申請を行い、② 令和3年6月14日(月)10時~令和3年6月18日(金)17時の提出期間内に申請書等のアップロードを行ってください。作業は時間に余裕をもって行い、提出期間内に必ず全ての申請書等のアップロードを終えるようにしてください。なお、郵送・持参・FAXによる提出は受け付けませんが、アップロードによる提出が困難な場合には、10. 問合せ先等に示す《申請書等、審査・評価に関する問合せ先》に相談してください。

### (2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 選定された事業計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ④ 事業計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ホームページ(https://www.mext.go.jp/b\_menu/koukai/kojin.htm)を参照してください。
- ⑤ 申請に関する問合せ等については、公募説明会時に受けた質問と合わせ、ホームページ等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等(手続等にかかる質問等は除く。)は受け付けることができません。

#### 8. 補助金の交付等

#### (1)補助金の交付

- ① 選定された事業計画において、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 毎年度,「大学改革推進等補助金交付要綱」(平成17年4月1日文部科学大臣決定)(以下,「交付要綱」という。)に基づき,事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し,文部科学省に提出してください。なお,提出された書類において,事業の実施に不十分な部分が認められる場合,又は経費の使途に疑義がある場合には,文部科学省は事業責任者に対し,改善を求めることとします。

# (2)補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務 局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に 関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に 基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請 書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにし てください。

# ② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に 経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、 他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、 その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書 類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください(帳簿 及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間(最 大5年間)の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存し てください。)。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ プログラムに選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校 教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又 は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令 等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

#### 4 その他

その他法令等,国の定めるところにより,必要な責任を負うこととなり ます。

# (3)補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合,交付要綱及び「国公私立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」(平成 26 年 4 月 1 日高等教育局長決定)に基づき、以下の措置を講じることとします。

# ① 大学に対する措置

不正等があった補助金について, 文部科学省は, 大学に対し, 事案に応じて, 交付決定の取消し等を行い, 補助金の一部又は全部の返還を求めます。

#### ② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等 に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

#### ③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要(大学名,不正等の内容,講じられた措置の内容等)について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募する事業選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費の事業を選定する際に参考として活用することとします。

#### 9. その他

## (1) 学生等の安全確保

事業選定後,事業の一環として学生等が学外で活動する場合は,安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本事業申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

# (2) プログラム情報の公表等

募集締切後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、事業の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、 作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における教育改革を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の Society5.0 時代等に向けた人材育成の推進など積極的に取り組んでいただくこととします。

# 10. 問合せ先等

#### (1) 問合せ先

《公募要領その他の問合せ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-3-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室

学務係「知識集約型社会を支える人材育成事業メニューⅢ担当」

電話:03-5253-4111(内線3334)

Mail: gakumu@mext.go.jp

《申請書等、審査・評価に関する問合せ先》

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課

(知識集約型社会を支える人材育成事業委員会事務局)

電話:03-3263-1757

Mail: chishikishuyaku-jsps@jsps.go.jp

# (2) スケジュール

公募説明会 令和3年4月27日(火)

公募締切 令和3年6月14日(月)10時~6月18日(金)17時

面接審査 令和3年9月頃

選定結果通知 令和3年9月頃

交付内定 令和3年9月頃(予定)

(事業開始)

# (別添1:事業一覧)

# 国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進 -大学教育再生戦略推進費-

令和 3 年度予算額 128 億円

■ 世界をリードする教育拠点の形成	00 / <del>*</del> FF
〇 卓越大学院プログラム	60 億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
〇 知識集約型社会を支える人材育成事業	5 億円
○ Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業	3 億円
〇 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	2 億円
〇 持続的な産学共同人材育成システム構築事業	3 億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
〇 スーパーグローバル大学創成支援事業	33 億円
〇 大学の世界展開力強化事業	10 億円
- 日-EU 戦略的高等教育連携支援	( 2 億円)
ー COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援	( 2 億円)
ー ロシア、インド等との大学間交流形成支援	( 2 億円)
ー アフリカ諸国との大学間交流形成支援	(1億円)
ー アジア高等教育共同体(仮称)形成促進	(3億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
〇 先進的医療イノベーション人材養成事業	8 億円
一 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト	( 2 億円)
ー 医療データ人材育成拠点形成事業	( 2 億円)
ー 多様な新二一ズに対応する「かん専門医療人材(かんプロフェッショナル)」養成プラン	(5億円)
〇 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	3 億円
- 課題解決型高度医療人材養成プログラム	(3億円)
- 基礎研究医養成活性化プログラム	(1億円)
※補助金事業のみ記載しており、また、億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しな	ι۱°

(別添2:申請制限対象事業)

○ 令和2年度に実施した事後評価の結果により、令和3年度に公募する事業に申 請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称	
平成 26 年度	大学教育再生加速プログラム(AP)	
~28 年度		
平成 27 年度	地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)	
平成 27 年度	大学の世界展開力強化事業	
	(中南米等との大学間交流形成支援)	

〇 令和2年度に実施した中間評価の結果により、令和3年度に公募する事業に申 請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 26 年度	スーパーグローバル大学創成支援事業
平成 30 年度	大学の世界展開力事業 (COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援)
平成 30 年度	Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (未来価値創造人材育成プログラム (a)超スマート社会の実 現に向けたデータサイエンティスト)
平成 30 年度	医療データ人材育成拠点形成事業
平成 30 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム (テーマ①:精神関連領域、テーマ②:医療チームによる災害 支援領域)

### (別添3:経費の使途可能範囲)

本事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用,広告費及び旅費等が,事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしたがって適切に管理してください。

# 【物品費】

# ①「設備備品費」

事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入,製造,据付等の経費に使用できます。例えば,遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお,設備備品と消耗品の区別については,補助事業者の規程等に基づき行ってください。また,設備備品の購入等に際しては,事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また,建物等施設の建設,不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の 70 パーセントを超えないでください。

#### ②「消耗品費」

事業を遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍(学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。),事務用品等が挙げられます。

# 【人件費・謝金】

#### ①「人件費」

事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、事業において実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

# ②「謝金」

事業を遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等

について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本 人学生の TA への採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金(事業目的 に応じて記載)等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に 従ってください。

# 【旅費】

事業を遂行するために真に必要な国内旅費,外国旅費,外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

#### 【その他】

#### ①「外注費」

事業を遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理(原則として事業で購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。)等の業務請負、通訳・翻訳・校正(校閲)・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他(諸経費)」の委託費として計上してください。

#### ②「印刷製本費」

事業を遂行するために真に必要な資料等の印刷,製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

#### ③「会議費」

事業を遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代(酒類は除く。)などが挙げられます。

# ④「通信運搬費」

事業を遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

#### ⑤「光熱水料」

事業を遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。

なお、本事業に係る使用量が特定できる必要があります。

# ⑥「その他(諸経費)」

上記の各項目以外に、事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料(ソフトウェアのライセンス使用料等)、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、事業の遂行に直接関係のない経費(酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等)には使用することはできません。

外注費,委託費については,事業の根幹をなす業務については使用できません。 委託費について,事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合, 当該業務を委託(委任契約によるものに限る。)することができます。なお,委託 費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。